

平成 28 年 5 月 30 日

各位

会 社 名 株 式 会 社 算 電 代表者名 代表取締役社長 轟 一太 (コード番号:3640 東証一部) 問 合 せ 先 取締役管理本部長 丸 山 沢 水 ( TEL. 026-224-6666 )

## 取締役に対するストック・オプションとしての報酬等の額及び内容に関するお知らせ

当社は、平成28年5月30日開催の取締役会において、会社法第361条の規定に基づき、当社の取締 役(社外取締役を含む。)8名に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額 及びその内容に関する議案を、平成28年6月28日開催予定の第51期定時株主総会に付議することを 決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、会社法第361条第1項に基づき、平成14年6月28日開催の第37期定時株主総会におい て、取締役に対する金銭報酬として、取締役については年額300,000千円以内(ただし、使用人分 給与は含まない。)とすることをご承認いたただき、今日に至っておりますが、かかる金銭報酬の 枠内にて、取締役については年額50,000千円以内(うち、社外取締役は年額7,500千円以内)の範 **囲内でストック・オプションとして1年間に取締役に対して発行するための報酬等につき、ご承認** をお願いするものであります。

当社の取締役に対しストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の 割当日において算定した新株予約権1個あたりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じ て得た額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権1個当たりの公正価値の算定 につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いる こととしております。

かかるストック・オプションの付与は、新株予約権の公正な評価額を払込金額とする新株予約権 を当社取締役に割当てる一方、当該払込金額に相当する金銭報酬を支給することとし、報酬請求権 と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する方法により行います。

なお、現在の取締役は8名(うち、社外取締役2名)でありますが、第1号議案が原案どおり承 認可決されました後も現在と同様に、取締役は8名(うち、社外取締役2名)となります。

1. 取締役に対するストック・オプション報酬として新株予約権を発行することを相当とする理由 当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を 図ることを目的としており、報酬制度として相当と判断するものであります。

- 2. 報酬等の内容(ストック・オプション報酬として1年間に発行する新株予約権の内容)
  - (1) 新株予約権の数

取締役については 200 個 (うち社外取締役分は 30 個) を各事業年度に係る定時株主総会 開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

取締役については 20,000 株 (うち社外取締役分は 3,000 株) を各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は 100 株とする。

また、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。) に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日から割当日後30年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

- (7) 新株予約権の行使の条件
  - ① 新株予約権者は、上記(5)の期間内において、当社または当社関係会社の取締役、 監査役及び従業員の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合に は前営業日)を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。
  - ② その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。
- (8) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上